

## 第4章

# ベネズエラにおける参加民主主義

——チャベス政権下におけるその制度化と変質——

坂口 安紀

### はじめに

ベネズエラでは1980年代以降、二大政党制の機能低下や経済危機など政治経済が行き詰まるなか、多くの市民社会組織がボトムアップで生まれ、活発に活動するようになった。既存の政治体制に不信感を募らせた市民社会組織は1990年代を通してさまざまな政治制度改革を提案し、政治リーダーや世論に訴え続けた。既存の政治制度が機能不全に陥る一方で市民社会の政治参加にも十分に道が開けず政治的閉塞感が高まっていたなか、1998年に大統領選挙が実施され、「国民が主人公の参加民主主義」(democracia participativa y protagónica)を掲げ、その実現のために新憲法制定を公約にして立候補したのが、ウーゴ・チャベス(Hugo Chávez Frías)であった。大統領選挙に勝利したチャベスは就任早々新憲法制定の準備を始め、市民社会組織からの意見も多数反映させた新憲法を1999年末に誕生させた。新憲法では、初めて市民社会組織の政治参加が憲法上に規定されるとともに、市民や市民社会組織が政治的意思決定に直接かかわるさまざまな制度が構築された。

このようにチャベス政権の誕生によって、ボトムアップで醸成されてきた市民社会の政治参加が初めて制度的基盤をもつことになった。しかし一方で

チャベス大統領は、政治領域のみならず市民社会領域においても政府介入を強めていった。政治参加のための資格登録や資金配分の権限を政府が握ることで、政府を支持する市民社会組織に対して恩顧主義的關係を築く一方、反政府派の市民社会組織を政治参加や資金配分から排除していった。自らに権力を集中させ、議会、司法などすべての国家権力に対して絶対的影響力を使用するとともに、政治的多元主義を認めず反チャベス派政治勢力や市民、メディアを抑圧し、人権を侵害するなど権威主義的傾向を強めた。それは新憲法により制度化された市民社会の政治参加の実態を大きく変質させていった。

本章の目的は、チャベス政権下においてベネズエラにおける国家と市民社会組織の關係がどのように変化したのかを考察することである。そしてその変化を規定する要因として、チャベス政権が参加民主主義概念を政権後半期に大きく転換させ、実質的に権威主義的傾向を強めたことを指摘し、それが国家と市民社会組織の關係にどのようなインパクトを与えているのかを考察する。ラテンアメリカに関しては、序章で述べられているとおり、市民社会による政治参加制度は代表制民主主義を補完し、民主主義の質を向上させるという議論が多い。一方、それが必ずしも民主主義を深めることに寄与しないとする懐疑的な研究もある (Cornwall and Schattan Coelho 2007)。また市民社会による政治参加に関する肯定的な議論においては、民主主義の制度や価値観が定着していることがその前提とされている。それに対して序章では先行研究で残された課題として、民主主義が退行している状況下での参加制度の検討を挙げている。本章で取り上げるベネズエラの事例は、民主主義が退行するなかで参加制度の機能や位置づけがどのように変質しているのかという点を示すことになる。

ベネズエラの参加民主主義は1980年代後半頃からその実践がみられたが、なかでも重要なのがボトムアップで設立された近隣組合 (organización de vecinos) などのコミュニティ組織であった。その流れを受けてチャベス政権はコミュニティレベルでの住民の政治参加を参加民主主義の中核に据え、その実践の場として地域住民委員会 (consejo comunal) やコミュン (comuna)

を制度化した。そのため本章では、多様な市民社会組織のなかでも、チャベス政権がもっとも重視したそれらのコミュニティ組織に注目して議論を進める。

本章の構成は以下のとおりである。第1節では、本論に入る前に、市民社会の政治参加と民主主義の関係性に関する議論を整理する。第2節では、チャベス政権誕生以前の1980年代末から1990年代にかけて、ボトムアップで展開した参加民主主義の経験について概説する。第3節では、コミュニティベースの参加民主主義の制度化とその実践が、チャベス政権下での民主主義概念の変質と権威主義化によってどのように変容していったかについて議論する。

## 第1節 市民社会と民主主義概念の整理

欧米先進国および日本において、近代民主主義とは選挙を通じて主権を行使する代表制民主主義が前提とされている。しかし欧米においても1970年代頃から社会が多様化するなかで少数派の意見や政治社会的差異を十分に反映できていないといった批判が高まり、新たな政治参加のかたちを模索する動きが生まれた。一方、1980年代に権威主義体制から民主化したラテンアメリカ諸国においては、選挙の実施とそれによる政権交代という代表制民主主義の原則を満たしながらも、民主的とはいえない政治社会的状況が広く観察され、「民主主義の質」を問う議論やハイブリッド体制論、競争的権威主義論などが生まれた (Collier and Levitsky 1997; Levitsky and Way 2002; Levine y Molina 2007)。それらでは、選挙の実施のみが民主主義の深化を担保しないという認識が共有されている。レビンとモリナは、民主主義の質を高めるためには、選挙に加えて公開市民フォーラムやさまざまな局面における市民社会の政治参加が重要であると述べる (Levine y Molina 2007, 26)。

このように、民主主義の深化のためには、選挙を超えて新たに市民の政治

参加、包摂といった要素が必要との議論が広まった (Cornwall and Schattan Coelho 2007, x-xviii)。一方、南欧、インド、ブラジルなどの参加民主主義について分析するアプリッツァーらは、植民地支配から独立、あるいは権威主義体制から民主化した国々では、新しいアクターの包摂、社会文化的アイデンティティと民主主義概念の再定義が起こり、そのなかで多様な参加民主主義の模索が行われたと述べる (Avritzer and de Sousa Santos 2003, 12)。これらの結果、20世紀末には、先進国、途上国双方において、選挙以外の場で市民が政治参加するさまざまな制度構築が試みられてきた。ラテンアメリカではブラジルのポルト・アレグレ市で始まった参加型予算、国家レベルでの政策議論に市民社会組織の代表が参加する各種審議会などが有名である。同様の取組みはラテンアメリカ各国でもみられ、参加民主主義の概念や実践に関する研究も多く発表されている (Avritzer 2002; 2009; Cornwall and Schattan Coelho 2007; López Maya 2007a; 2007b; Goldfrank 2007)。

とはいえ、参加民主主義にも有権者のかかわり方や権限の範囲などによりさまざまな形態や概念があり、一般化された明確な定義はない。コーンウォールとコエリョは、市民社会の統治へのかかわり方として、おもに以下三つを挙げる (Cornwall and Schattan Coelho 2007)。ひとつは自律的で国家に対する対抗勢力としての市民社会である。政権交代をめざす反政府的行動に加え、政府に対して効率性、透明性、公平性を求めるなどアカウンタビリティを高める活動も含まれる。ふたつめと三つめは、国家に対抗するのではなく協働するかかわり方である。ひとつは市民が政治的意思決定に直接参画する「協働統治」(co-governance)、もうひとつは、意思決定への調節的参加ではなく、市民による公的議論の質と世論形成を重視するハーバマスの流れをくむ「熟議民主主義」(deliberative democracy)である。これにはブラジルの保健審議会や、オランダなどヨーロッパで広まったコンセンサス会議などが挙げられる (篠原 2004, 169-174; Held 2006, 231-255)。ふたつめと三つめのちがいは、前者では市民社会が政治的意思決定に直接参加するのに対して、後者では、それとも市民社会は議論(熟議)を通じた世論やコンセンサス形成に

参加し、それを反映して議会が意思決定をするという点である。

## 第2節 ベネズエラにおける参加民主主義の萌芽

本節では、チャベス政権誕生以前のベネズエラにおいて、参加民主主義の概念と実践がどのように生まれてきたのかについて簡潔に述べておきたい。というのも、チャベスは、チャベス政権誕生以前の政治体制下における政治的閉塞感とそれに対する国民の強い批判を背景に、市民がより多様なかたちで政治参加する「国民が主人公の参加民主主義」をスローガンに掲げて大統領選に勝利し、政権についたからである。

### 1. プントフィホ体制の崩壊

1980年代末までの約30年間、ベネズエラでは二大政党制とコーポラティズム体制が絡み合った強固な統治システムが維持されていた。1958年に長期軍政から民政移管した際に、民主体制の安定維持のために政党間および政党使間で結ばれた密約が基盤となってつくられたこの体制は、プントフィホ体制（Punto Fijo）と呼ばれる。二大政党に加えて、市民社会側からはベネズエラ労働総同盟（Confederación de Trabajadores de Venezuela: CTV）と経団連（Fedecámaras）というふたつの強力な利益代表団体が、政治的意思決定および石油収入の分配へのアクセスを排他的に支配していた<sup>(1)</sup>。

この体制は高度に組織化され強固であったがゆえに政治的安定をもたらす一方、都市化、工業化、都市貧困層やインフォーマル部門の拡大といった社会変化に対して柔軟に対応できなかった。社会セクターにおいて政治へのアクセスを有していたのは上記ふたつのコーポラティズム組織に限定され、拡大を続ける都市貧困層やインフォーマル労働者は、自らの利害や政治意思を伝える政治的チャンネルをもたなかった。

一方大統領による州知事任命制に象徴されるように、政治体制は中央集権的で地方の利害が政策に反映されず、中央を向いた地方行政官による行政サービスは非効率で劣悪であった。これは1980年代に対外債務や国際石油価格の下落で財政赤字が拡大して以降、より顕著となった。その結果1980年代後半には地方分権化を求める動きが高まり、後述する大統領委員会（COPRE）での議論を経て1989年に州知事、市長などの住民による直接選挙というかたちで地方分権化が実現した。そして住民により近い地方政府に各種行政権限と予算が委譲されるなか、地方における市民社会の政治参加の試みが生まれていったのである（Salamanca 2004, 99）。

## 2. 参加民主主義の萌芽

市民社会の政治参加は、1980年代末より国政および地方レベルの双方で生まれた。国政レベルでは政治的閉塞感を打破するために国家改革大統領委員会（Comisión Presidencial para la Reforma del Estado: COPRE, 1984～1989年）に、市民社会組織、アカデミズム、カトリック教会、経済界、地方代表など多様なセクターが参加し、政治制度改革の広範な議論を行った。その成果として地方分権化が始まったのは上述のとおりである。また、透明でより民意を反映した政治の実現をめざすアドボカシー型 NGO の活動が活発化し、法改正に結実する例もあった。たとえば、NGO「私たちは選びたい」（Queremos Elegir）は他の市民社会組織と連携してすべての国会審議を傍聴し、選挙制度改革を求める8万6000人の署名を集めて国会議員に圧力をかけ、1997年に選挙法改正を実現させた（Gómez Calcaño 2009, 34-40）。

地方レベルでは、経済危機による生活困窮や社会サービスの縮小を自助努力により補完すべくさまざまな住民組織が立ち上がった。貧困地区では、水道や共用通路の整備、学校建設などを住民組織が外部 NGO の支援を受けるなどして自助する動きが生まれた。一方中間層以上の居住地域では、コミュニティの防犯や公園整備などを行う近隣組合が活発化した。これらを背景に、

社会運動と連携してきた左派の急進正義党 (La Causa Radical) 選出の市長らが、市の予算作成に住民やコミュニティ組織の参加を呼びかける試みを始めた。初めての事例は、ボリバル州カロニ市のスコット市政 (Clemente Scott) 下の参加型予算の試みである (García Guadilla y González 2000)。その経験は、1992年にカラカス首都区リベルタドール市長に就任した同党のイストゥーリス (Aristóbulo Istúriz) に引き継がれた。イストゥーリス市長のもと首都の貧困地区を中心に参加型予算および水道作業部会 (Mesa Técnica de Agua) が広がった (López Maya 2007a, 448)。水道作業部会とは、水道敷設やその維持管理、サービス向上について、水道公社や所轄の役人とともに住民が議論に参加するものである。「作業部会」はその後、都市貧困層の住宅不足やスラム地域の土地整備などについて住民が議論し解決策を模索する都市部土地作業部会、電力サービス作業部会など、さまざまな問題の解決枠組みとして広がった。イストゥーリス市政のもと住民参加の仕組みを試行した急進正義党メンバーの多くは、のちに閣僚や上級官僚としてチャベス政権に参画し、参加民主主義のアイデアやノウハウを政権に持ち込んだ (López Maya 2007a)。

### 第3節 チャベス政権下のコミュニティベースの参加民主主義の実態とその変質

前節でみたように、1980年代後半～1990年代にベネズエラでは市民社会によるボトムアップの政治参加の試みが広がるとともに、地方政府においてそれを政策や予算作成に反映させる取組みも生まれた。本節ではチャベス政権下での参加民主主義の実態とその変質についてみていくが、なかでも近隣組合や地域住民委員会 (後述) などのコミュニティ組織に焦点を当てる。そして、チャベス政権期後半において参加民主主義の概念が変質するとともに、政権が権威主義化したことでそれらのコミュニティ組織と国家の関係がどのように変化したのかについて考察を進める。

## 1. 市民社会の政治参加と民主主義

近年ラテンアメリカ政治に関して、民主主義のあり方を国家・市民社会関係に注目して分析する研究が出ている（序章を参照）。フリードマンとホックステラーは、国家と市民社会のどちらが政治アクターとして支配的であるかという点と、市民社会の政治参加がどれほど制度化されているかという点によって「民主主義の質」が規定され、それによって代表制民主主義の四つの類型（表4-1）が説明できるとする（Friedman and Hochstetler 2002）。

国家・市民社会関係において国家の影響力が相対的に小さく、また市民社会の政治参加が制度化されていない場合、代表制民主主義は異なる政治利害間の単なる衝突、または恩恵と引き換えに政治リーダーを支持する恩顧主義に陥る（敵対的民主主義 [adversarial democracy]）。同様に市民社会の政治参加が制度化されていない状況でも、国家が社会に対して支配的である場合、それは「委任型民主主義」(delegative democracy) となる。すなわち大統領が社会の諸セクターの利害を代表する利害グループや政党、そして議会さえも無視して一方的に統治する状態である。一方、市民社会組織の政治参加が高度に制度化され、また国家が社会に対して支配的である場合、国家は市民社会組織を抱きこもうとする、あるいは自律的な市民社会組織を排除しようとする。これが国家コーポラティズムに顕著にみられる「包摂民主主義」(coop-

表4-1 代表制民主主義の類型

		市民社会の政治参加の組織化の程度	
		低	高
支配的アクター	社会	敵対的 (adversarial) 民主主義 (多元主義)	熟議 (deliberative) 民主主義 (社会コーポラティズム)
	国家	委任型 (delegative) 民主主義 (ポピュリズム)	包摂 (cooptive) 民主主義 (国家コーポラティズム)

(出所) Friedman and Hochstetler (2002, 22, Table1).



tive democracy) である。最後に、社会が国家に対して影響力をもち、その政治参加が制度化されている代表制民主主義は、「熟議民主主義」(deliberative democracy) と呼ばれる。市民社会が政治的議論を深める参加制度が構築され、そこで形成された世論を反映したかたちで国民の代表者として選出された大統領や議会が意思決定をする。以下では、これら四つの代表制民主主義の類型を念頭に、ベネズエラの国家と市民社会組織の関係の変容について議論を進める。

この点についてプリセニョは、チャベス政権下において参加民主主義概念が変容し、それが市民社会組織の政治参加に影響を与えたと論じる(プリセニョ 2016)。プリセニョによると、チャベス政権では市民による政治参加の理念と実践は、代表制民主主義から直接民主主義(国民投票や不信任投票の導入)、参加民主主義(選挙や投票のみならず、さまざまな政治的意思決定に主権者たる国民が参加する)へと広がったが、その後さらに変質し、2007年以降「大衆民主主義」(democracia popular)<sup>(2)</sup>の理念が導入され、第6の国家権力<sup>(3)</sup>として「大衆権力」(poder popular, 後述)が設立された。大衆民主主義は国民が「自主管理」によって意思決定するモデルであり、少数の代表者に国家権力の行使を委任するのではなく、国民がコミュニティ組織において自ら行使する。すなわち大衆民主主義では主権者と統治者は分離せず、代表者を選ばないため、大衆民主主義は理念上代表制民主主義とは共存できない。これは、直接民主主義や参加民主主義が代表制民主主義と共存しそれを補完するのとは大きく異なる。また、大衆民主主義では理念上住民がコミュニティ組織を通して自らを統治するため、国家と社会の区別もなくなる。

大衆民主主義モデルは2007年の憲法改正案で初めて提示された。同改憲案は国民投票で否決されたため憲法上は規定されていないが、後述するようにチャベス大統領の強い政治意思により、国民投票で否決された内容が2010年に大衆権力に関する複数の法律によって制度化された。一方コミューンは全国でもまだ少数しか設立されておらず、それを超えたより広域あるいは国レベルでの組織は存在せず、大衆民主主義は理念にとどまる。とはいえ、チャ

バス政権前期に誕生した地域住民委員会がチャバス政権後期には政権によって一方的に大衆民主主義モデルの担い手として位置づけられたため、理念の転換はその後の参加のあり方に大きなインパクトを与えた。以下では、その変容について、順を追って考察を進める。

## 2. チャバス政権前期——参加民主主義の制度化——

### (1) 1999年憲法

チャバス大統領は、「国民が主人公の参加民主主義」を実現するため公約として新憲法制定を掲げ、就任早々取り組んだ。新憲法制定にあたっては、市民社会組織から制憲議会に対して624の提案が出され、その半数以上が新憲法に盛り込まれた (Ellner 2008, 51)。その結果1999年憲法では市民社会の責任と権利は拡大され、国家とともに国家の安全に関する責任を負う公的権力への参加主体として規定されるに至った。第326条は、「独立、民主主義、公正、平和、自由、裁判、結束、環境保全、人権尊重の原則を守り、国全体の持続可能で生産的な開発の上に国家の安全を守るのは、国家と市民社会のあいだの共通の責任である。国家と市民社会は、経済領域、社会領域、政治領域、文化領域、地理領域、環境領域および軍事領域において、責任を共有する」(下線は筆者)と規定する。この考えに基づき、新憲法では国政、地方行政双方において市民社会組織の参加が制度化された。国政レベルでは、国家選挙管理委員会 (Consejo Nacional Electoral: CNE) のメンバー5人のうち3人は市民社会組織から選出されること (第296条)、最高裁および市民権力 (オンブズマン、検察庁、会計検査院からなる) メンバーの選出において設置される候補者評価委員会は多様な社会セクターの代表から構成されること (第270条、第279条)、国会が地方行政にかかる法律を立案するにあたっては、州議会とともに市民社会にも助言を求めること (第206条)、などが規定された。

一方市行政においては、政策の決定・実行・監査・評価に参加することを明記した第168条を受け、第182条では公共政策市評議会 (Consejo Local de

Planificación Pública: CLPP) を設立し、市長、市議会議員、地区評議会委員とともに、近隣組合やその他の市民社会組織の代表が参加すると規定された。さらには第184条では、州・市政府が、保健医療、教育、住宅、スポーツ、文化、インフラ整備などの公共サービスの権限をコミュニティや近隣組合などに委譲していくことが規定された。これらは、1990年代に急進正義党市政のもとで生まれた参加型予算や水道作業部会などの経験が反映されたものであり、1999年憲法は、1990年代に積み重ねられた参加民主主義の議論と実践を憲法上で規定し、制度化するものであったといえる。

## (2) 公共政策市評議会 (CLPP) を核とした参加民主主義の仕組み

2002年には、憲法での CLPP に関する条項を受けて、公共政策市評議会法 (CLPP 法) が制定され、CLPP を核としたローカルレベルでの参加民主主義の制度が設置された。CLPP は市長が委員長を務め、市議会議員、地区評議会委員 (consejo parroquial) など行政組織メンバーとともに、地域の近隣組合やコミュニティ組織、NGO、先住民コミュニティなどの代表が参加し、市内のインフラ整備や社会開発、文化活動など、住民の要望によって作成されたプロジェクト案について審議、選択、決定する。またそれら市内の市民社会組織は、CLPP を通じて自らの開発プロジェクトを提案する。それが CLPP の議論で採択されれば、市から予算が配賦される。つまり CLPP は、市政府とともに市民社会組織の代表が、市開発計画 (Plan Municipal de Desarrollo) の立案、決定に参加することが、憲法と法律によって保障された初めての制度であるとともに、各コミュニティや NGO が自らのプロジェクトを策定し、市からの予算によってそれを実現することも可能にする仕組みである。CLPP は市の管轄であり、その運営をサポートする事務局 (sala técnica) が市政府の下に設置された<sup>(4)</sup>。この制度に参加する市民社会組織 (のちに地域住民委員会も) は、市の CLPP に登録し、市から予算が配賦される。とはいえ、現実には CLPP の設置が進み機能している市は限定的で、近隣組合やコミュニティ組織の活動が活発な市や、参加型予算の取組みに積極的な市

長がいる市において先行していた。

2002年 CLPP 法では、近隣組合をはじめコミュニティ内に自発的に組織化された多様な市民社会組織の参加が想定されていた。それに対してつぎに述べる地域住民委員会は、CLPP とは異なり憲法上は規定されておらず、法的根拠となる法律も2002年時点ではまだ存在していなかった。

### 3. チャベス政権後期——参加民主主義制度の変質——

当初 CLPP を核として憲法および法律で制度化された参加民主主義制度は、その後度重なる関連法の改正によって大きく変質した。その方向性が初めて示されたのが2006年制定の地域住民委員会法および2007年にチャベス大統領が提案した憲法改正案である。改憲案では初めて国是として社会主義を掲げるとともに、政治参加する市民を「大衆権力」として国家権力のひとつに位置づけた。同改憲案は国民投票によって否決されたが、チャベス大統領は、チャベス派が過半数を支配する国会および大統領に一時的に立法権が付与される大統領授権法 (Ley Habilitante) を使って、国民投票で否決された改憲案の内容を、2010年以降法律レベルで次々と実現させていった。

#### (1) CLPP から地域住民委員会へ

その第一歩が、2006年の地域住民委員会の法制化である。地域住民委員会は CLPP とは異なり憲法上の規定がないものの、2002年の CLPP 法で言及されて以降、法的根拠が存在しないままチャベス大統領の呼びかけに呼応して多くが設立された。2006年の地域住民委員会法は、それを後追いするかたちで法制化されたものである。2006年の地域住民委員会法制定までに1008の地域住民委員会が登録され、2006年以降2014年までに4万以上が登録されている (坂口 2016, 巻末資料 10)。

地域住民委員会は、社会的・文化的・経済的・歴史的要素を考慮して住民総会が決めた地理的範囲において、都市部では150~400世帯、農村部では20

世帯以上、先住民コミュニティでは10世帯以上を基準に形成される。同委員会の設立をめざす住民は、まず住民リスト (censo) を作成し、それをもとに住民総会を開催し、地域住民委員会の設立承認と、「書記」(vocero) と呼ばれる執行委員を選出しなければならない。設立が承認されると CLPP に登録し、参加資格を得る。地域住民委員会は、コミュニティ内の問題について住民同士で話し合っ解決するとともに、近隣組合と同様にインフラ整備や社会文化活動など住民のニーズをくみ上げ、プロジェクトを作成し、CLPP に提案する。CLPP の議論でプロジェクト提案が採択されれば資金が拠出されてプロジェクト実施となる。また近隣組合など市内のコミュニティ組織同様、地域住民委員会も CLPP に対してメンバーを送ることができる。すなわち、自らのプロジェクトを作成、提案するのみならず、その代表が CLPP に参加し、市の開発予算の策定に関する議論と決定に加わることができる。

2006年までは地域住民委員会は、近隣組合など他の多様な市民社会組織と同じく、CLPP 法が規定する参加型予算に参加するコミュニティ組織のひとつという位置づけであった。しかしチャベス大統領は2006年頃から CLPP と地域住民委員会を軸とした参加民主主義のあり方の変更を模索し始め、CLPP を軸にコミュニティ内の多様かつ自律的な市民社会組織が参加するとデザインされていた参加民主主義の内容を大きく変質させた。その一歩が2006年の地域住民委員会法そのものであった。

## (2) 市から中央へ

2006年地域住民委員会法は、参加民主主義の管轄を、市から中央政府へと移転した。地域住民委員会は市の CLPP ではなく、大統領直轄の大衆権力大統領委員会 (Comisión Presidencial del Poder Popular) の管轄としたのである。同大統領委員会は州、市レベルにも下部委員会をおくヒエラルキー構造になっており、制度的にはその市レベルの大統領委員会 (Comisión Local Presidencial del Poder Popular: CLPPP) が地域住民委員会を管轄すると規定されている。同委員会はのちに大衆権力参加省として改編された。また地域住民委員会の

登録などの事務の諸手続きは、同大統領委員会（大衆権力参加省）傘下の機関 Fundacomún（のちに Fundacomunal に改名）が担う。

地域住民委員会への資金も、CLPP を通して市から拠出される分が縮小され、その代わりに中央政府から直接配分される分が増えた。それは財務省が管轄する地域住民委員会国家基金（Fondo Nacional de los Consejos Comunales: FNCC）を通し、州、市政府を介さず地域住民委員会に直接配分される。FNCC の理事（長）は閣議において大統領によって任命される。このように地域住民委員会は、その法的根拠（登録）と資金の両面で、大統領に直結する組織の管轄となった。一方で、それまで参加民主主義のおもな舞台であった市に設置された CLPP がその役割を縮小させた。

### （3）地域住民委員会以外の市民社会組織の排除

第3に、以前は多様な市民社会組織に開かれていた政治参加が地域住民委員会に限定されるようになり、近隣組合をはじめそれ以外の多様な市民社会組織が参加民主主義の枠組みから排除されるようになった。水道作業部会や都市部土地作業部会など、1990年代より貧困地区で広がった住民組織も、地域住民委員会内部に分科会が設定され、それに吸収されることとなった。また、従来多様なコミュニティ組織の代表が参加して市のコミュニティ開発予算を決定していた CLPP は形骸化し、中央政府傘下の Fundacomunal の地方支部が地域住民委員会への予算配分を決定し、入金するようになっていった。またコミュニティの政治参加は、地域住民委員会内部およびその代表が参加するコミュニオンにおいて行われるとされた。

一般の市民社会組織は、同一地域において複数の組織が活動することが可能である。しかし地域住民委員会については、特定地域にひとつしか設立することが法律上認められていない。そのため、あるグループが地域住民委員会を設立すると、それとは異なる政治志向や目的をもつ住民グループが同コミュニティ内に別の地域住民委員会をつくることはできない。CLPP のもと多様な市民社会組織が参加する制度と異なり、地域住民委員会のみ政治参

加が限られ、しかもそれが地域にひとつしか設立が認められていないことで、唯一の「参加権」をめぐる「陣取り」(ocupar el espacio)<sup>(5)</sup>が起こる。すなわち他のグループが自らのコミュニティを支配しないため、また自らの政治参加の権利を守るために地域住民委員会を設立しようという動機が生まれるのである。

#### (4) イデオロギー化

2007年以降チャベス政権は、政治参加を社会主義建設のため、かつそれに限定することを明確に打ち出した。2007年にチャベス大統領および議会が提案した憲法改正案は国民投票によって否決されたが、その内容についてチャベス政権はその後複数の法律によって着々と制度化を進めた。なかでも重要なのが、国是として社会主義国家の建設を打ち立てたことと、それを実現するためのコミュン国家ビジョン、およびそれを推進するための六つめの国家権力としての大衆権力の設置である。

大衆権力は、ローカルレベルの単位組織であるコミュンにおける大衆の自主管理によって実践される。コミュンは複数の地域住民委員会の代表が集まって形成される。またコミュンの代表がさらに集まってコミュン市(Ciudad Comunal)、コミュン連邦(Federación Comunal)、コミュン国家(Estado Comunal)と上位組織を形成する。そして地域住民委員会、コミュンをはじめとするこれらの制度は社会主義を建設するための組織であることが、2009年改正の地域住民委員会組織法および大衆権力に関する2010年成立の諸法に明記された。これにより、社会主義に賛同しない市民や市民社会組織は地域住民委員会を設立できないことになる。地域住民委員会を設立できないと、それ以外の形態の組織(たとえば近隣組合)では参加および予算配賦から排除されるが、社会主義を受け入れない住民やコミュニティはそもそも地域住民委員会をつくることができないため、参加や予算配賦から完全に排除される。

このようなチャベス政権のコミュン国家ビジョンは、1871年パリにおい

て労働者階級が政府を打倒し自主管理組織をつくったパリ・コミューンに関するマルクスの考察の影響を受けたものであると思われる。マルクスによると<sup>6)</sup>、コミューンは街区の代表（労働者）から形成され、ルールの設定と執行の両方を行う自主管理組織である。それを発展させれば街区のコミューンはより大きい単位に代表を出し（市、地方など）、それらがさらに国レベルの代表を出すという、ピラミッド構造をつくることが可能である。そこでは統治者と非統治者の区別はなくなり、市民（労働者）が統治するため、「市民による政治参加」はアプリアリのものとなる。

代表制民主主義を補完し、それを深めることが期待されてボトムアップで広がったベネズエラの参加民主主義制度は、チャベス政権後期には明らかにマルクスのモデルをなぞる社会主義国家実現のための組織へと変質し、市民社会の多元主義的政治参加は否定された。

#### 4. コミュニティ組織への参加の実態

##### (1) 各種調査より

つぎに、大学やNGOの調査データをもとにコミュニティ組織、とくに地域住民委員会への住民の参加状況を確認しておこう。セントロ・グミジャとカトリカ・アンドレス・ベジョ大学の調査によると、約9割の回答者が自身が居住するコミュニティになんらかの市民参加組織が存在すると答えている（表4-2）。なかでも地域住民委員会や近隣組合については、6～7割の住民が自分のコミュニティに存在すると答えており、これらふたつの組織がベネズエラ人の居住空間における市民社会組織としてはかなりプレゼンスが高いものであることが確認できる。

地域住民委員会はチャベス大統領が2002年頃から設立を呼びかけたため、チャベス派住民が多い貧困地区において数多く誕生した。法制化される前の4年間にすでに全国で約1000の地域住民委員会が設立されていたが、2006年の地域住民委員会法の成立以降その数は飛躍的に増え、2006～2014年には全



表4-2 居住コミュニティに存在する組織

市民参加組織	88%	地域住民委員会	68.0%
		近隣組合	57.0%
		市民総会	21.0%
		作業部会 (mesa técnica)	17.1%
宗教組織	65%	カトリック	57.0%
		プロテスタント	48.0%
社会・コミュニティ	65%	コミュニティ教育	53.0%
		スポーツ	32.0%
		子ども関連活動	28.4%
経済		協同組合	32.0%

(出所) España y Ponce (2008, 215 Cuadro 7) より抜粋。

国で4万以上の地域住民委員会が登録され、2016年1月には、コミュン・社会運動大衆権力省のトレド副大臣 (Alexis Toledo) が4万6000の地域住民委員会が存在すると発表している。なおトレド副大臣は、コミュンについては931存在すると発表している (*Correo del Orinoco*, 22 de enero, 2016)。とはいえ、ベネズエラ中央大学開発研究所 (UCV-CENDES) が2011年に実施した調査では、地域住民委員会の多くが解散、消滅または機能を停止していることが示されている (プリセニョ 2016)。筆者のインタビューにおいても、いったん登録された地域住民委員会が解散や機能停止、または再登録していないことが指摘されていた (注5参照)。これらから、実際に活動している地域住民委員会の数は、政府発表の数字よりも少ないことが推測される。

つぎに地域住民委員会の活動への参加状況についてみてみよう。LAPOPによると、地域住民委員会に「月1回以上参加した人」の割合は2007年の27.8%から2012年には19.0%に低下、一方「年に1、2回参加する」「1回も参加しない」と回答した人は、それぞれ同時期に7.7%から10.2%、64.6%から70.8%に拡大している (プリセニョ 2016)。先述のUCV-CENDESの調査でも、地域住民委員会の91%が、「住民の参加が大幅に低下した」と回答しており、その理由として、「時間がない (29%)」に続き、「地域住民委員会の

表4-3 地域住民委員会が実施しているプロジェクト (%)

住宅の建設・改修	27
道路舗装・改修	13
スポーツグラウンドの整備	7
河川修理・管理	7
街灯整備・電力敷設	5
上水道整備・配水車	5
政府の食料支援プロジェクト (Mercal Pdval)	4
不明	37

(出所) Machado (2009a, 25).

(注) 「あなたのコミュニティで地域住民委員会が実施しているプロジェクトは何か」という質問への回答。

政治化」「住民の消極性」(いずれも25%)が挙げられている(プリセニョ 2016)。地域住民委員会への参加は、その後チャベス大統領の死去と後継マドゥロ政権への支持率低下によって、さらに縮小していることが推測される。

地域住民委員会の主たる活動は、コミュニティ内のインフラ整備である(表4-3)。地域住民委員会の大半は、都市計画街区の外の空き地や山肌に広がる「バリオ」や「ランチョ」と呼ばれる貧困地区に存在する。バリオやランチョはもともと上下水道や電力、街路などの生活インフラがない地域に無計画に簡易住宅がつくられ集積したものである。またカラカス盆地周辺のバリオは急勾配の山肌に集積しており、大雨が降ると土石流で流されることもある。そのためこれらの地域の地域住民委員会では、生活インフラ・環境の整備が最重要課題となっており、それを実行するための資金獲得源として地域住民委員会が利用されている。

## (2) コミュニティ組織と政治

チャベス政権下の参加民主主義は、1999年憲法および2002年 CLPP 法で制度化された時点では、イデオロギー条項もなく、政治的スタンスに関係なく参加できる制度であった。しかし、チャベス大統領が地域住民委員会の設立を強力に呼びかけたこと、また CLPP に代わって地域住民委員会が参加民主

主義の中心に据えられ、2006年地域住民委員会法でそれが大統領直轄の委員会の管轄に移されたことで、地域住民委員会は政治色の強い組織へと変質していった。そして2007年の憲法改正案で地域住民委員会をはじめとする参加制度が社会主義をめざすものであるとの理念が提示されて以降（同案が国民投票で否決されたにもかかわらず）、チャベス政権は地域住民委員会をあからさまに政権維持または社会主義国家建設のためのツールとして位置づけるようになった。そしてそれは、2010年の大衆権力にかかる諸法の成立でより顕著になった。

地域住民委員会の登録や活動資金の分配が、大統領直属の組織の管轄となっているため、資金獲得のために地域住民委員会が政府に取り込まれる（“secuestrado”）余地は大きい。一方政府側にも、チャベス政権下では毎年のように数多くの選挙や国民投票が実施されてきたため、地域住民委員会を地域での集票活動に利用する動機が強く存在する。たとえば、2009年チャベス大統領提案の憲法修正案（大統領をはじめとする公職ポスト選挙における再選回数制限撤廃を提案）の是非を問う国民投票に向けての政府の決起集会の場で、地域住民委員会を管轄する参加・社会保護大衆権力省のファリアス大臣（Erika Farías）は、「今後地域住民委員会は『賛成』委員会の役割を担います（筆者注：政府の憲法修正提案に「賛成」）。これは権力組織です。（中略）賛成委員会はパトロールを行い、チャベス支持者でありながら投票しない者がいないよう監視するのです。全員を動員し、組織しなければなりません」と宣言している（Machado 2009b）。

与党ベネズエラ統合社会主義党（Partido Socialista Unido de Venezuela: PSUV）の地方支部は地域住民委員会にも深くかかわっている。インフラ整備の資金を獲得すべく地域住民委員会の設立にあたり必要な住民総会の招集、書類の準備、申請手続きなどのノウハウをもたない住民も少なくない。そこにファシリテーターとして与党の地方支部メンバーがかかわってくる。カラカス・エルアティージョ市内の貧困地区Aにある地域住民委員会の代表は、与党のファシリテーターが委員会設立の手続きをサポートしてくれ、すぐに

Fundacomunal に登録できたと語った。委員会設立後はコミュニティ開発資金が入金され、それを使ってコミュニティ内の共通階段（急な斜面に位置するため）の整備や住宅改修を行ったとのことである。また月に数回与党の地区会合に出席するようになった<sup>7)</sup>。

ベネズエラ中央大学開発研究所（UCV-CENDES）の「ベネズエラの民主主義の質と参加」に関する調査では、地域住民委員会の約9割が与党ベネズエラ統合社会主義党（PSUV）と接触しており、うち49%は「与党と頻繁に接触する」と答えていることから、同委員会が政治色の強い組織であることがわかる（プリセニョ 2016）。与党が地域住民委員会に深くかかわっていることは、地域住民委員会の登録や資金配分などを行う役所 Fundacomunal の窓口（“taquilla única” と呼ばれる）が、PSUV 支部の建物のなかや隣にあることから示唆される（注(5)を参照）。

与党と地域住民委員会のあいだの関係性は、市民が政党活動に参加する頻度と地域住民委員会に参加する頻度のあいだに明確な相関性がみられることから示唆される（表4-4）。政党活動に月1回以上参加する住民の73.6%は地域住民委員会活動にも同じ頻度で参加しているが、政党活動に一度も参加したことがない人の75.4%は地域住民委員会の活動にも参加経験がない。またこの表からは、地域住民委員会に月に1回以上参加する人は全体の2割に満たず、8割の人は地域住民委員会の活動にはほとんど参加していないことも示されている。これらから、地域住民委員会の活動メンバーが政党活動（与党 PSUV と考えられる）と密接な関係があることが推測され、それは上述の地域住民委員会リーダーの発言からもうかがえる。

地域住民委員会や参加民主主義制度全体のイデオロギー化や政治化、与党 PSUV との密接な関係は、一方では社会主義を是としなない反チャベス派市民による政治参加の場を奪うことになっている。チャベス政権期の前半では CLPP を軸とした参加民主主義の重要アクターとしてとらえられていた近隣組合や多様なコミュニティ組織は、憲法が定める政治参加の権利を奪われている。

表4-4 政党参加率と地域住民委員会参加率 2012年 (%)

	地域住民委員会参加頻度			
	月1回以上	年1, 2回	一度もない	
回答者全員	19.0	10.2	70.7	100.0
政党活動参加頻度				
月1回以上	73.6	5.7	20.7	100.0
年1, 2回	28.6	35.7	35.7	100.0
一度もない	15.1	9.5	75.4	100.0

(出所) プリセニョ (2016, 88) より。

(注) 各数字は、政党参加頻度の各グループ(行)それぞれにおける、地域住民委員会の参加頻度(列)ごとの割合であるため、横の合計が100%となる。一方これは、地域住民委員会の参加頻度別グループ(列)それぞれにおける政党参加頻度(行)ごとの割合を示すものではない。

反チャベス派が大半の中間層以上の居住区域でも、地域住民委員会設立の動きがないわけではない。カラカスでも、反チャベス派が市長を務めるバルータ市、チャカオ市、スクレ市、エルアティージョ市においては、従来から存在する自立的な近隣組合が母体となって地域住民委員会の設立・登録をめざす動きがある。しかし2008年頃から Fundacomunal による政治・イデオロギー的理由による差別的扱いが強まり、地域住民委員会の登録が事実上できない状況になっている。なかには CLPP 中心だった時期には登録が認められていた反チャベス派住民による地域住民委員会が、2年ごとの委員会執行部選挙のたび、あるいは法改正に適応させるために求められる再登録や登録更新の際にそれが認められないケースもある。また2008年頃からは、地域住民委員会を登録するための設立趣意書や綱領も Fundacomunal が用意したフォーマットを使うことが義務づけられており、そこに「社会主義建設をめざす」という文言が入っていることも、反チャベス派の地域住民委員会を排除する材料となっている<sup>(8)</sup>。

これらの状況から、コミュニティ内の住民総会では設立が承認されているにもかかわらず、当局側からの登録許可が下りないために公的には存在しないことになっている反チャベス派の地域住民委員会が全国に存在する。彼ら

は政治的差別に抗議の声を上げており、「排除された地域住民委員会全国前線」(Frente Nacional de Consejos Comunales Excluidos)を立ち上げ<sup>(9)</sup>、メディアやネットを使って抗議の声を発信するグループや、裁判所に対して訴訟を起こしたグループもある<sup>(10)</sup>。

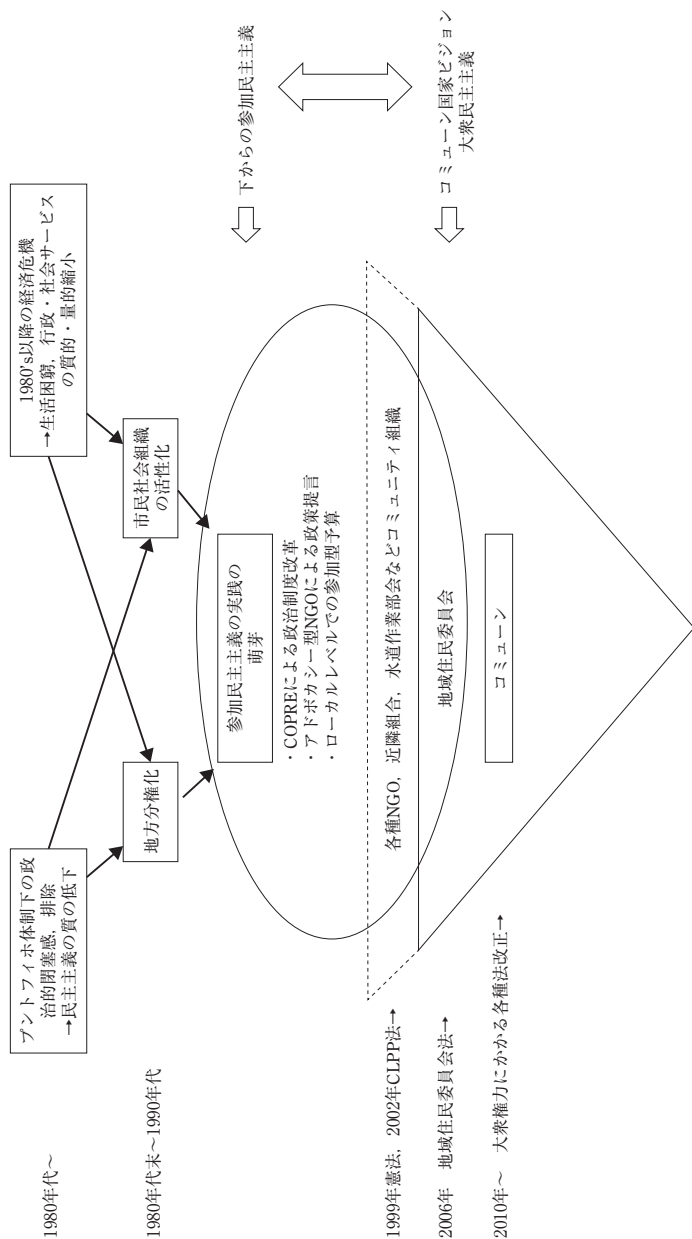
## 結論

本章では、ベネズエラにおける市民社会組織による政治参加とチャベス政権下におけるその変容について論じてきた。プントフィホ体制下の政治的閉塞感や排除、地方分権化、経済危機による社会サービスの質量ともの低下などを背景に、1980年代末～1990年代にかけてベネズエラでは政治的閉塞感の打破と民主主義の深化、不足する社会サービスを補完する目的でボトムアップの市民社会組織による政治参加の要求が高まり、さまざまな試みが広がった。チャベス政権は市民社会からのそれらの要求を反映させ、1999年憲法や2002年 CLPP 法において参加民主主義の制度化を進めた。しかし政権期後半においては、参加民主主義の概念と制度を変質させ、中央政府直轄で、イデオロギー的、政治的に限定された排他的な制度へと転換させていった。これをまとめたのが図4-1である。市民の政治参加は社会主義的組織とされた地域住民委員会やコミュニオンを基礎としたコミュニオン国家ビジョンが打ち出され、それ以外の政治参加は排除される。その意味で多様な市民社会組織の政治参加が可能であった以前の参加民主主義制度からは大きな転換であった。

コミュニオン国家ビジョンは、地域住民委員会やコミュニオンにおける自主管理と社会主義国家建設をめざしている。自主管理、すなわち主権者自らが統治するためプリセニョがいうように主権者と統治者が一致し、代表制民主主義とは共存しない。新たに打ち出された大衆民主主義概念は、その意味でも代表制民主主義と共存・補完関係にある参加民主主義とは異質なものである。

つぎに、フリードマンとホックステラー (Friedman and Hochstetler 2002)

図4-1 ベネズエラにおける参加民主主義の拡大とその変質



(出所) 筆者作成。

の代表制民主主義の類型化(表4-1)に戻って、ベネズエラの参加民主主義の変容を考えてみよう。プントフィホ体制期は、支配的な国家のもと高度に組織化された国家コーポラティズム体制、すなわち包摂民主主義であった。しかし1990年代には有権者による政治不信、二度の軍事クーデター未遂事件など国家の統治能力が低下し、二大政党制とともにコーポラティズム体制も崩壊した。一方新たな政治参加の制度化もされておらず、敵対的民主主義の状況にあったといえる。チャベス政権が誕生すると、参加民主主義の制度化を推進する憲法が制定され、そのもとで市民社会は熟議民主主義への移行を期待したが、チャベス政権は社会に対して国家支配を強めていった。チャベス政権下で参加制度は構築されたものの、登録や予算において政府の強いコントロール下にある。また、チャベス大統領を支持し与党と密接な関係にある地域住民委員会は、コミュニティ開発資金を中央政府から直接受ける一方で選挙や国民投票時に与党の動員ツールとなっている。その意味では実態としては、再び新たな包摂民主主義の方向に移行したとも考えられよう。

とはいえチャベス政権の性格を民主主義との関連で定義づけるのは単純ではない。第1に、政権運営や社会統治において権威主義化を強めながらも、多くの選挙や国民投票を実施し、それに政権の正統性を依拠しているためである。いわゆるハイブリッド体制であるが、そのなかでも選挙の実施と権威主義的性格のどちらを重視するかによって、フリードマンとホックステラーのいう包摂民主主義、あるいはレビツキーとウェイ(Levitsky and Way 2002)のいう競争的権威主義のいずれの定義づけも可能であろう。

第2に、チャベス政権の民主主義の理念と実践が乖離しているためである。上述したように、2007年以降チャベス政権は、理念上は参加民主主義から転換して代表制民主主義とは共存し得ない大衆民主主義を掲げていた。しかし現実にはチャベス政権によって代表制民主主義は否定されないどころか、チャベス大統領は自身の正当性を選挙による国民の支持に拠っていたのである。

理念と実践の乖離は、憲法と実態の乖離にもあらわれている。2007年にチャベス政権が提案した憲法改正案が国民投票で否決されたため、現行憲法は



チャベス政権初年(1999年)に制定された憲法である。同憲法は、市民社会の政治参加の拡大と制度化を規定しながら代表制民主主義の原則を明確に打ち出しており、表4-1に従えば、理念上は熟議民主主義を志向していると考えられる。しかしチャベス大統領は、社会主義化や大衆民主主義という新しい理念へと転換するために、その憲法をさらに変更しようとして、失敗した。その後チャベス大統領は社会主義化と大衆民主主義の導入を法律レベルで推進しようとしたため、憲法と新たに導入された制度のあいだの乖離が著しい。チャベス政権期後半に政府によって実質上国とされた社会主義、その最重要の担い手として位置づけられた地域住民委員会やコミュニオンは、いずれも憲法上の規定がまったく存在しないのである。

第3に、ローカルレベルでの実践において、参加に包摂されたチャベス派コミュニティと排除された反チャベス派コミュニティの実態が正反対であるため、国内においてチャベス政権に対する民主主義観点からの評価が真っ向から対立してきた。反チャベス派コミュニティが政治参加から完全に排除されてきたことについては上述してきたが、一方で貧困地区に広がる地域住民委員会に関しては、配賦された予算でコミュニティ内のインフラ整備や社会サービスが改善し、貧困住民の生活水準改善に寄与してきたなど肯定的に評価する声ももちろんある。また地域住民委員会レベルにおいて、コミュニティ住民が組織化や住民ニーズの把握、問題解決、コミュニティ内の議論やコンセンサス形成、プロジェクトの作成や実施といった経験を積むことがエンパワメントとなり、コミュニティ内の社会開発資本の醸成につながるとして、民主主義を強化すると評価する研究もある(野口 2014)。

コミュニオン国家ビジョンのもとでの大衆民主主義理念は、マルクスがパリ・コミューンの経験をもとに考察したビジョンと似ており、チャベス大統領がそれをモデルに社会主義国家の建設を構想していたと考えるのは、さほどの外れではないであろう。チャベス政権の大衆民主主義と、政治的多様性および市民による自由な政治参加の拡大を求める反政府派市民社会の参加民主主義(熟議民主主義)の理念対立は、20世紀の東側の人民民主主義と西側

の自由民主主義のあいだの古い対立の構図が、世紀を越えてベネズエラ国内にふたたび立ち現れたようにもうつる。

[注] \_\_\_\_\_

- (1) これらふたつの利益団体は、経済政策を審議する歴代の大統領諮問委員会、中央銀行、国営企業にも組織ポストが割り振られており、経済政策にかかる意思決定へのアクセスが制度化されていた (Crisp 2000; Monaldi et al. 2006)。
- (2) “democracia popular”, “poder popular” をキューバ、中国、ソ連では「人民民主主義」「人民権力」と訳すが、本章では意図的にそれと区別するために「大衆民主主義」「大衆権力」と訳す。それは、一党独裁体制の有無、またそれらの国の「人民民主主義」の実践が現実には全体主義であるのに対してベネズエラの実態はそうではないなど、重要なちがいがいるためである。
- (3) 1999年憲法が定める国家権力は、立法権、行政権、司法権に加え、選挙権力 (国家選挙管理委員会)、市民権力 (検察庁、会計検査院、市民オンブズマンからなる) の五つ。
- (4) 以下 CLPP や地域住民委員会、近隣組合に関する情報は、諸文献のほかカラカス首都圏内バルータ市の CLPP 事務局、スクレ市の CLPP メンバー、スクレ市職員、カラカス首都圏庁のコミュニティ組織担当官、バルータ市、スクレ市、チャカオ市内の地域住民委員会、地域住民委員会の設立準備をしているグループ、近隣組合、コミュニティ組織のそれぞれメンバーへの筆者インタビューより (2011年5～6月、2013年6月、カラカス、政治的理由により匿名インタビュー)。
- (5) カラカス首都圏内バルータ市内の、ある中間層コミュニティの近隣組合のリーダーの言葉。彼女はカラカス首都圏の反チャベス派コミュニティ組織とも連携し、反チャベス派コミュニティにおける地域住民委員会の設立運動をしている (2011年6月、カラカス、筆者インタビュー)。
- (6) Held (2006, 114-115) による Marx の “Civil War” に関する解説。
- (7) カラカス首都圏内エルアティージョ市内の貧困地区にある地域住民委員会代表への筆者インタビューより (2011年6月、カラカス)。
- (8) 筆者がインタビューした反チャベス派コミュニティリーダーらは、独自に作成した設立趣意書や綱領、そして Fundacomunal のフォーマットから「社会主義建設」という文言を削除したものなどを数年にわたり頻繁に Fundacomunal に提出してきたが、登録が認められなかった。登録が認められない理由として、「担当者が不在」「テクニカルな問題 (社会主義建設という文言を削除するなどフォーマットが修正されている)」などといわれることが多いが、なかには「大統領の指示により認められない」と明示的にいわれたケースもあ

る。またチャベス政権下では、2004年の大統領不信任投票の実施を求める署名リストが国家選挙管理委員会からチャベス派国会議員によって持ち出されインターネットで流布された（「タスコン・リスト」[Lista Tascón]と呼ばれる）。同リストは、チャベス大統領に対する不信任投票を求める署名をした市民を特定し、政治・経済・社会的に差別する道具に使われていることは、政権も認めている。地域住民委員会の登録が数年にわたり拒否されている反チャベス派市民グループは、Fundacomunalによって同リストに照合されているとの懸念を共有している（注5、2011年5～6月、カラカス、反チャベス派の近隣組合リーダーや地域住民委員会設置をめざすグループ、CLPPメンバーらとの筆者インタビュー）。

- (9) 彼らのブログサイトは <http://consejoscomunalesexcluidos.blogspot.com>。  
 (10) 注5のカラカス・バルータ市内の近隣組合の代表へのインタビュー。反チャベス派地域住民委員会設立のために運動しているが、Fundacomunalが長年にわたって登録しないことについて、訴訟を起こした（2013年6月、カラカス、筆者インタビュー）。

## 〔参考文献〕

### <日本語文献>

- 坂口安紀編 2016. 『チャベス政権下のベネズエラ』 アジア経済研究所。  
 篠原 一 2004. 『市民の政治学——討議デモクラシーとは何か——』 岩波書店。  
 野口 茂 2014. 「ベネズエラの都市貧困コミュニティ——地域住民委員会による上からの創造——」 石黒馨・初谷譲次編『創造するコミュニティ——ラテンアメリカの社会関係資本——』 晃洋書房 91-115。  
 プリセニョ, エクトル 2016. 「民主主義と政治参加の変容」 坂口安紀編『チャベス政権下のベネズエラ』 アジア経済研究所 61-94。

### <外国語文献>

- Avritzer, Leonardo 2002. *Democracy and the Public Space in Latin America*. Princeton: Princeton University Press.  
 ——— 2009. *Participatory Institutions in Democratic Brazil*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.  
 Avritzer, Leonardo and Boaventura de Sousa Santos 2003. "Towards Widening the Democratic Canon." *Eurozine*, November, 3, <http://www.eurozine.com/pdf/2003-11-03-santos-en.pdf> (2012.1.18アクセス).

- Collier, David, and Steven Levitsky 1997. "Democracy with Adjectives: Conceptual Innovation in Comparative Research." *World Politics* 49(3) April: 430-451.
- Cornwall, Andrea, and Vera Schattan Coelho 2007. *Spaces for Change?* New York: Zed Books.
- Crisp, Brian F. 2000. *Democratic Institutional Design: The Powers and Incentives of Venezuelan Politicians and Interest Groups*. Stanford: Stanford University Press.
- Ellner, Steve 2008. "Las tensiones entre la base y la dirigencia en las filas del chavismo." *Revista Venezolana de Economía y Ciencias Sociales* 14(1) enero-abril: 49-64.
- España, Luis Pedro, y Gabriela Ponce 2008. "Estudio participación socio-política en Venezuela una aproximación cuantitativa." *SIC* 705 junio: 207-226.
- Friedman, Elisabeth Jay, and Kathryn Hochstetler 2002. "Assessing the Third Transition in Latin American Democratization: Representational Regimes and Civil Society in Argentina and Brazil." *Comparative Politics* 35(1) October: 21-42.
- García Guadilla, María del Pilar, y Rosa Amelia González 2000. "Formulación participativa del presupuesto en el municipio Caroní: comparación con la experiencia de Porto Alegre." *América Latina Hoy* 24 abril: 5-17.
- Goldfrank, Benjamin 2007. "¿De la ciudad a la nación?: la democracia participativa y la izquierda latinoamericana." *Nueva Sociedad* 212 noviembre-diciembre: 53-66.
- Gómez Calcaño, Luis 2009. *La disolución de las fronteras: sociedad civil, representación y política en Venezuela*. Caracas: CENDES.
- Held, David 2006. *Models of Democracy*. 3rd edition. Stanford: Stanford University Press (the first edition was published by Polity Press in 1987).
- Levine, Daniel H., y José E. Molina 2007. "La calidad de la democracia en América Latina: una visión comparada." *América Latina Hoy* 45 abril: 17-46.
- Levitsky, Steven, and Lucan A. Way 2002. "The Rise of Competitive Authoritarianism." *Journal of Democracy* 13(2) April: 51-65.
- López Maya, Margarita 2007a. "Innovaciones participativas y poder popular en Venezuela." *SIC*(700) diciembre: 448-451.
- 2007b. "Sobre representación política y participación en el socialismo venezolano del siglo XXI." En *Debate por Venezuela*, ed. por Gregorio Castro. Caracas: Editorial ALFA, 97-108.
- Machado, M. Jesús E. 2009a. *Estudio cuantitativo de opinión sobre los Consejos Comunales*. Caracas: Centro Gumilla.
- 2009b. "Participación social y consejos comunales en Venezuela." *Revista Venezolana de Economía y Ciencias Sociales* 15(1) enero-abril: 173-185.
- Monaldi, Francisco, Rosa Amelia González, Richard Obuchi, and Michael Penfold 2006.

“Political Institutions, Policymaking Process, and Policy Outcomes in Venezuela.” (Research Network Working Paper #R-507) Washington, D.C.: Inter-American Development Bank. IDB ウェブサイトより . <http://www.iadb.org/res/publications/pubfiles/pubr-507.pdf> (2015.10.4アクセス).

Salamanca, Luis 2004. “Civil Society: Late Bloomers.” In *The Unraveling of Representative Democracy in Venezuela*, edited by Jennifer L. McCoy and David J. Myers. Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 93-114.

